

開会（11：24）

- 太田浩三郎委員長 それでは、皆さん、御苦労さまでございます。
市民福祉常任委員会に付託されました案件は、全部で3件であります。
審査順序は、市民環境部、健康福祉部の順番により進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 太田浩三郎委員長 異議なしということで、お手元に配付の審査順序のとおりさせていただきます。
それでは、市民環境部関係の議案審議に入ります。
初めに、議第79号「焼津市霊きゅう自動車使用条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。
それでは、議第79号に対する質疑に入ります。
質疑・御意見のある委員は御発言願います。
- 杉田源太郎委員 今までも何人かの委員のほうから質疑があったと思うんですけど、完全に廃止をする、どんどん使用率が少なくなってきたという説明があったと思います。生活困窮者であったりだとか、そういう人たちが亡くなったときというのは、なかなか頼めないという状況があるというのも何回か質疑、私も聞いていますけど、そこに対する対応というのは、市としてどのように対応する予定ですか。
- 佐藤三夫市民課長 生活困窮者の対応ということなんですけれども、一応、補助金を低額所得者の方にお出しするように、今検討しているところでございます。
あと、生活保護の方については、そちらのほうの葬祭扶助費のほうで賄えるものから、そこは葬祭扶助費で霊柩車代を出していただくということになります。
以上でございます。
- 杉田源太郎委員 分かりました。
その補助について、今検討されているということなんですけど、生活保護の場合には、今言われたとおり、今の葬祭扶助費の中でどこかで出るものなんですけど、今のそのほかの困窮者の方たちへの補助金というのは、金額としてどのくらいを、今、生活保護の方は全額になると思うんですけど、そのほかの人たち、金額というか、自分たちが稼いでいるお金、そういう金額によって補助金が変わっていくだとか、その辺はどんなふうに検討されているんですか。
- 佐藤三夫市民課長 金額につきましては、これもまだ、今からのことですので、これから決めていくというようなことで、今のところはまだ決まっていません。
以上です。
- 杉田源太郎委員 分かりました。
補助金の額については今から決めていくということは、補助金を検討しているということは、やるという方向で検討しているということによろしいですか。
- 佐藤三夫市民課長 そうです。やる方向で検討させていただいています。
- 杉田源太郎委員 了解です。

○川島 要委員 そもそも論なんですけど、霊柩自動車というのは、生活困窮者でなくても、一般の市民でもできれば葬祭業者を使わないで、霊柩車は安くあげたいというようなことで考えると思うんですね。今回、廃止になるということになったのは、採算ベースなのか、理由というのは、もう一回、明確に教えてもらえますか。

○佐藤三夫市民課長 もちろん市民ニーズ、こちらのほうが減っております、件数にしますと、大体死亡というか、配送が年間に1,600件くらいあるんですけども、その中で、令和2年度のほうが353件で、大体2割くらいの方が使っております。中には、もちろん葬儀形態がいろいろ変わってきているものですから、パック料金みたいな形でやられる方もいるものから、市のほうのを使わない、市の霊柩車は使わずに、そのまま葬儀会社の霊柩車を使ってやってしまうという方向性が、今、新型コロナウイルス感染症の時代で家族葬とか、そういったコンパクトになってしまっているものから、そうやってパックがありますので、そういったパックを使ってやっている方もいらっしゃるということなんです。

以上です。

○川島 要委員 理由は分かるんですけど、こういう時代だからこそ、市の霊柩車で安く費用を抑えるという発想の方も非常に多いと思うんですよ。業者のパックなんかを見ると、霊柩車1台を取ってみても桁が違うんですね、市とは。それくらいの見積りが来て、何とか削りたいなというところで、皆さん、やりくりするんじゃないかなと思うんですけど、そういう意味では、市の霊柩車というのは、私個人的にも貴重なものだなというふうにずっと感じていたものから、廃止になるということですのでごくショックを受けたんですけど。

○増井好典委員 霊柩車が仮に廃止になったとしますね。霊柩車、現物そのものの処分はどういった形でされる予定ですか。まだ決まっていないですか。

○佐藤三夫市民課長 一応、今年度末で廃止ということになると思うんですけども、来年度はまた、その車両をもし使えるかどうかというのを検討しながら、使えるという、結局、民間に売なのか、そういったことができるかどうかというのを検討しながら、もう古いものから、それができなければ処分というような形で考えておりますけれども。

○増井好典委員 了解しました。結構売られますよね。

○石田江利子委員 市民のニーズが2割ほどだということで、総合的に考えて廃止ということになると思うんですけども、取りあえず先ほどおっしゃってくださったように、生活保護を受けている方々は、その辺りもちゃんとクリアできると。ただ、低所得者の対応が今検討されているということで、市民サービスの低下につながらないということ为前提に、廃止ということで確実に進めていただけるということであれば、維持費等を考えてみると、今後厳しいかなという感じはするものから、その後の市民サービスの低下が確実にないということでお約束していただきながら進めていただけるとありがたいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○杉田源太郎委員 今、石田委員の関係で、先ほど私も聞いた内容と絡んでいるんですけど、生活困窮者という場合には全般的にはイメージは分かるんですけど、低所得者という場合の基準というのは、大体所得としてどのぐらいを考えているんですか。

○佐藤三夫市民課長 その辺に関しましても、これからまた決めていきたいと思っています。

以上です。

○杉田源太郎委員 今、今後決めていきますということで、今日、ここで採決しなきゃならないわけですよ。ただ、検討しますということ、補助金を出すという方向で検討していると。その補助金の、先ほど川島委員も言ったけど、桁が違うんですよ。幾らパックで入っているといっても。その桁が違うと考えたときに、補助金、補助率というものがどのくらい、生活保護と同じで100%だよというならいいけど、そうじゃなくて、何%だよ、あるいは所得によって違うよということによって何段階に分けるとか、あるいはここから一括というふうにするのか分からないですけど、決まったこと、それはいつ頃までに決まってくるんですか。

○内田宣仁市民環境部長 現在、本当に検討中というところでございますけれども、3月末で終了ということですので、それ以前にももちろん告知はしていかなければなりませんので、もちろん3月1日とか、その辺の広報とか。

○杉田源太郎委員 年度内には。

○内田宣仁市民環境部長 年度内には行きたいなどは思いますけれども、まだ全然決まってはいませんが、どういった方々を対象にするとか、そういったところ、所得によって補助額が変わるとか、今描いているのは、一律幾らというような形のもので、所得制限とかというものではなくて、例えばですけども、住民税非課税世帯とか、そういった形のものを検討の1つとして考えてはいるところではございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 分かりました。

それを分かりやすく、ちゃんと年度内に市民のほうに知らせていくということと、それがこういうふうになりますよと告知するだけで、それは決定だよということ、来年度の予算とか、そういうところで最終的に決まるということですか。

○内田宣仁市民環境部長 当然、来年度の当初予算にも反映していくものですから、本来ですと、予算が決まらないと言えないというような部分も、その辺、ちょっと考えなきゃならないですけど、廃止そのもの自体は、ここでの、今回の議会での条例の廃止というもので決定をいただきたいというものでございます。

○太田浩三郎委員長 副委員長、いいですか。

1点いいですか。

民間委託というような形でバックアップしていかないと、先ほどの低所得者の皆さんが非常に困ってくるんじゃないかなと思います。当然、市に相談があったときは、市が契約している葬儀社と民間委託の契約だけはしておいて、そこへ補助を入れていくという格好にしていかないともたないじゃないかなと、私、ちょっと思ったんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○内田宣仁市民環境部長 今、市内に幾つかの葬儀屋さんがあると思うんですけども、全ての葬儀さんに霊柩車というものが配備されていて、十分に市民の皆さんが利用なさりたいときに提供できるような、利用できるような状況で整えられておりまして、先ほど市民課長からも答弁いたしましたけれども、葬儀の形態が非常に変わってきている

ということで、確かに利用料金自体だけ、1つ、単体を取って比べますと、委員さんがおっしゃったように、一桁違うというような金額も出てくるわけですが、中には、本当に低料金パックというのがございまして、1回の葬儀、亡くなられた方の対応のときに霊柩車を使用するという機会が、例えば病院から御自宅へ運ぶ1回、御自宅から通夜の会場へ行く1回、それと、通夜の会場から斎場へ行く1回ということで、今まで市のほうで提供させていただいている霊柩車というのは、最後の斎場へ行く1回だけなわけですね。残りの2回もあるわけなんですけど、今までもそういったのは葬儀屋さんのほうが対応なさっているという状況で、現状でもそういったことは葬儀屋さんが対応できているという状況でございます。車は十分にある、運転手の方もそろっていらっしゃるということで、十分に民間のほうでできるというところで、委託というような形では考えているのではなくて、市のほうとしては、今回、廃止をさせていただくんですけれども、低所得の方には、何らかの補助のような形を実施したいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 自分の勘違いかもしれないんだけど、自分の近くの方で、市の霊柩車を利用された方が、数年前、近所で見たと思うんだけど、今、斎場に運ぶときだけと聞きましたけど、斎場って、あそこですよ。お通夜のときにいろんな業者のところがありますよね。うちからそのところに運ぶというのはやっていないという。
- 内田宣仁市民環境部長 はい。
- 杉田源太郎委員 そうでしたっけ。
- 川島 要委員 うちからはやっていないけど、病院からやってくれます。病院から直接そっちへ行って使えます。
- 太田浩三郎委員長 病院からは市のやつも動いてないだろう。
- 内田宣仁市民環境部長 同じような車なので。
- 佐藤三夫市民課長 自宅からも焼き場のほうに行くのはあるんですけども、それはお葬式のほうをやらないという、自宅で簡単に済まして、それで焼き場へ持っていったらというパターンはもちろんございます。
- 杉田源太郎委員 そこから斎場にとというか、そこには使うけど、うちからそこには行かないということか。
- 川島 要委員 採算ベース云々じゃなくて、業者さんにお任せするというスタンスですね。採算が、どれぐらいの件数になれば採算に合うので、それがまだ使ってもらえるんだったら市でもやるけど、今の流れだと、業者が使うケースが多いので採算が合わないと、だからやめるということではないですか。
- 内田宣仁市民環境部長 採算が合わないということが理由ではありませんで、先ほど申しましたように、葬儀の形態が変わってきていて、利用する市民のニーズも減ってきているという状況、それから、そういったところが1つと、もう一つは、運転する方というのは、以前はシルバー人材センターさんに委託をお願いしていたわけなんですけれども、シルバー人材センターのほうも運転のほうはお断りしたいということで、今年から、受けしてもらえなくなってしましまして、運転手さんをお願いするというのも難しい状況になってきているというのも1つの理由としてはございます。ですので、採算というの

が、特に理由ではありません。

以上です。

○渋谷英彦委員 車の維持費がなくなるので、それで人件費もなくなって安くなるんだから。だから、350件なんだから、1人2万円ずつ出したって700万円になるわけだ。十分取れるよ。

○増井好典委員 何年か前の話なんですけど、今の車の話、旧榛原町には、霊柩をやる専門の民間の運送屋さんがあるんですよ。そこに、要は、各葬儀社のほうが全部委託をしてある。この霊柩車のタクシー会社が全部請け負って、料金のほうは、それぞれの葬儀社のほうに付け替えをしているという形だったんですね。今も実際、商売をやっているかどうかはちょっと分からないですけれども、そういった部分でいうと、料金的には、ちょっと途中でワンクッション入るので、受け取り手にすると、ちょっとグレーになっちゃうような感じは受けるらしいんですけれども、そういった部分も割り方うまくその業者が使われると。今回、廃止するに当たっては、本当に一生に1回とか、そういった御利用だと思いますので、それをむげにするわけにもいかないし、冷たくというわけにもいかないと思うので、それ相応に対する先ほどの手当て、補助とか、そういったものはきちんと線引きをしてやっていただく。分かりやすいやり方でやっていただくというのが一番、もし廃止するんだったら、そうしていただければというふうに思います。

○太田浩三郎委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 ほかにないようですので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決をいたします。

議第79号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、議第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で市民環境部の議案審査については終了いたしました。

市民環境部の皆さん、御苦勞さまでございました。

休憩(11:45～11:48)

○太田浩三郎委員長 次に、健康福祉部関係の議案審査に入ります。

まず、議第72号「令和3年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)案」を議題といたします。

それでは、議第72号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

どうですか。

○杉田源太郎委員 52ページですけど、6款2項1目基金の繰入金で、こここのところで2

億7,600万円ぐらいの国保基金取崩しを減額というふうにあります。この基金の繰入れのうち、使用は約164万円ぐらいしかなかったということでもいいですか。

○嶋 美津子国保年金課長 国保年金課長の嶋です。よろしくお願いいたします。

委員おっしゃるとおり、基金の取崩しの額は、今回の11月補正で164万3,000円、取り崩す予定となっております。

○杉田源太郎委員 これだけ、最初、繰入金をしていたんだけど、これは見込みと違ったよということでもいいですか。

○嶋 美津子国保年金課長 当初予算での基金の取崩しにつきましては、歳入と歳出の差額を足りない分を当初予算では基金の取崩しということで調整をさせていただいております。

今回の補正予算におきまして、9月の決算議会で翌年度の繰越しがございました。それで、そちらのほうで2億6,896万円ほどございましたので、そちらを繰り越したことによって取崩しの減額になったということです。

○杉田源太郎委員 だから、それは分かるんですよ。その数字は分かるんですけど、約2億7,000万円というのは、別に金額的に全体から見るとこんな小さいよというような説明も何回か聞いてはいるんだけど、約2億7,000万円と聞いて、そんな小さい額じゃないな、これだけを見ると。だけど、全体の枠から見ると、本当数%なんだよって、それはその当時はずっと聞いているけど、これからもずっと変わらないんですか。

○嶋 美津子国保年金課長 どうしても当初予算の段階では、歳入歳出がぴったりになるということはありません。それから、予算を執行していく上で、実際に執行率のこととかもありますので、繰越金が出るということは必ず毎年出てきます。その額が幾らになるかということは、年によって変動はございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 変動が若干あるというのは分かっているんだけど、大枠で見ると、ほとんど例年変わらないんじゃないかなという、数%という中身で見ると。そうすると、この額はほとんどと言っていいかはちょっと分からないんだけど、過去何年間の統計を取っているわけじゃないもんで、これまた教えてもらいたいなと思っているんですけど、こういうところで、結局、基金に戻すわけですね。最終的に戻すということになったときに、最終的にこの基金は今幾らになるんでしょうか。

○嶋 美津子国保年金課長 今回の11月補正で取崩しを減額したことと、令和3年度末で利息を含めまして、今の見込みですけれども、10億8,223万2,714円でございます。

○杉田源太郎委員 10億8,000万円と、かなり多いなというふうに思います。

7款1項1目で、繰越金として2億6,890万円あるんですけど、基金の取崩しの減額分と、それをほとんど繰り越しているという感じに見えるんだけど、同額ですね、ほぼ。

○嶋 美津子国保年金課長 令和2年度の決算の繰越金とはほぼ同じぐらいが、結果として同じぐらいになっています。

○杉田源太郎委員 これがいつもだよねと。

○嶋 美津子国保年金課長 今回は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の特殊な事情もございまして、受診控えですとか、そういった保険事業費がいつもよりも使う部分が少なかったということと、それから、被保険者の数が思ったよりも減らなかったとい

うか、そういった部分のございまして、社会保険からの加入が例年と比べて、社会保険を離脱して国保に入った人が多かったということもございまして、結果として、そういった当初予算の段階では考慮できなかったところもございまして、そのような形になっております。

以上です。

○杉田源太郎委員 今日この補正と若干違うかもしれないんだけど、今ここですぐということじゃなくて結構なんですけど、課税価格というか、課税額、そういうのが全体予算として出ますよね。収納率が大体九十五、六%ぐらいかな、大体。

○嶋 美津子国保年金課長 もう少し低いです。

○杉田源太郎委員 収納率と額、最初の予算とした金額と最終的に収納した額、それを、ここ数年、四、五年というか、そのぐらいの統計的な数字、それまたちょっと教えていただきたいんですけど。

○太田浩三郎委員長 ほかには質疑、どうですか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 質疑ないので、質疑・意見を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第72号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○太田浩三郎委員長 挙手総員です。よって、議第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号「令和3年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)案」を議題といたします。

それでは、議第75号に対する質疑に入ります。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○杉田源太郎委員 説明の中で、東日本大震災被災者の介護保険料の減免措置に係るといふ、その説明があったと。どこだったかな。これだね。3款2項6目だね。この項目があるんですけど、ここで4,000円という金額なんですけど、その中身について教えてください。

○平田泰之介護保険課長 杉田委員の質疑にお答えいたします。

3款2項6目介護保険災害等臨時特例補助金ですけれども、東日本大震災で被災しました被保険者の保険料減免に対する補助金であります。令和3年度の減免額が2万100円でございます。国の補助率が10分の2となっておりますので、4,000円ということで補助を受けることとなります。

以上です。

○杉田源太郎委員 減免の金額で、今の2万100円で分かったんですけど、焼津市内には1名ということよろしいですか。

- 平田泰之介 介護保険課長 杉田委員がお答えいただいたとおり、1名であります。
- 杉田源太郎委員 その下の7目のシステム改修事業費というのがあるんですけど、介護保険制度改正に伴うシステム改修、このシステムの改修というのは、内容はどのようなことですか。
- 平田泰之介 介護保険課長 システム改修につきましては、毎年、制度が8月に変わるということで、制度改正に伴うものとなっております。単価の改定ですとか、そういうものになっております。
- 以上であります。
- 太田浩三郎委員 長 いいですか、杉田委員。
- 杉田源太郎委員 その下のほうに、給付費の支払準備基金の繰入れ、これは先ほども同じように1億2,800万円ですか、特別会計の歳入歳出の補正に伴う基金の繰入れということになって、また戻すということだと思んですけど、これもさっきと同じ答えなんですか。
- 平田泰之介 介護保険課長 基金の積立ての関係でよろしいでしょうか。
- 基金の積立てにつきましては、補正予算の歳入と歳出を比較しまして、歳入のほうが多い場合、その残りを基金として積み立てるということになっております。
- 今回、歳出と歳入の最終の比較をしましたところ、歳入のほうが多かったもので、残りの額を基金に積み立てるということで対応しております。
- 以上です。
- 杉田源太郎委員 ということは、取崩しは全然しなくてもよかったよということですよ。
- 平田泰之介 介護保険課長 最終的な結果としてはそういうふうになったということです。一部、そういうふうになったということです。
- 杉田源太郎委員 それで、繰越金が2億8,900万円あるということなんですけど、これも補正前の126億のときから2.何%しかないからということですよ。
- 最終的に、基金は幾らになりましたか。
- 平田泰之介 介護保険課長 基金の残高の御質疑だと思います。令和3年3月31日現在、7億6,053万1,586円です。今回、基金の積立てを予定しておりますのが、7,693万7,000円です。年度末の残高といたしましては、この調子で行きますと8億3,893万1,559円になる予定であります。
- 以上です。
- 杉田源太郎委員 やっぱ多いね。多くないですか。
- 歳出のほうの5款1項1目基金積立金の中で、さっき言った内容なんだけど、部長のほうからの説明の中で、円滑な運営のため、当基金へ積立てを行おうとするものであるという、そういう説明があったと思いますが、円滑な運営というのは、具体的にどのようなことですか。
- 平田泰之介 介護保険課長 基金の取扱いにつきましては、まず、保険料の考え方なんですけれども、計画に沿って3年間の事業の中で保険料の積算をしております。その中で不足が見込まれる場合は基金の取崩しで対応していく形になりますので、皆さんの保険料というのは一定の金額でやっていただくことになります。その中で不足が見込まれる

場合には基金を取り崩して、皆さんの御負担は今までどおりという形で対応していくので、そういう形が皆さんがすぐに保険料とかも上がることもなく円滑にサービスを受けられるというふうに考えております。

- 杉田源太郎委員 できるだけ値上げをしないようにという、そこが市民のためにもなるということです。そこに基金をいつも充てているんだよという、その説明は分かるんですけど、毎回同じですよ。円滑なために、円滑なために、そして、基金に今回も繰入れというところで7,690万円、そういう金額がその事業として支払われるわけなんですけど、結局、補正で7億6,937万円から利子を1,600万円ですか、それを引いた額、それが基金のほうに積立てになる。この基金の積立額というのを、同じことになっちゃうんだけど、大した額じゃないよというのか、それは分からない、そういうふうにはしか言わないのかもしれないけど、これは毎年毎年、これも先ほど質疑したけど、今ここでどうこうじゃないですけど、ここ数年の基金の経過、その辺りの保険料の予算と、それから、収納された分、収納率の問題も含めて、それをまた資料として頂ければと思います。

- 太田浩三郎委員長 ほかには御意見ありませんか。御質疑もないですか。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 太田浩三郎委員長 それでは、質疑を打ち切ります。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 太田浩三郎委員長 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。

議第75号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

- 太田浩三郎委員長 挙手総員でございます。よって、議第75号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で健康福祉部の議案審査については終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。当局の皆さん御苦労さまでございました。

閉会(12:09)